

令和5年度西原町予算編成方針

令和4年10月

1. はじめに

令和3年度は、前年度から引き続き新型コロナウイルス感染症に対応するため、感染症防止対策や生活支援及び事業者支援策などを実施し、予算においては第13号補正予算まで編成することとなった。令和4年度においては、引き続き新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、政府が進める行政のデジタル化への対応などにも着実に取り組んでいく必要がある。

令和5年度においては、本年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太の方針)において、「新型コロナウイルス感染症対応として行われた国から地方への財政移転について、事業実施計画や決算等を踏まえて、その内容と成果の見える化を実施した上で、成果と課題の検証を進める。また、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す」ことが掲げられていることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が終了したあとの事業の在り方について、早期の検討が必要となる。また、デジタル変革(DX)への対応が本格化するため、計画的に財源を確保していかななくてはならない。

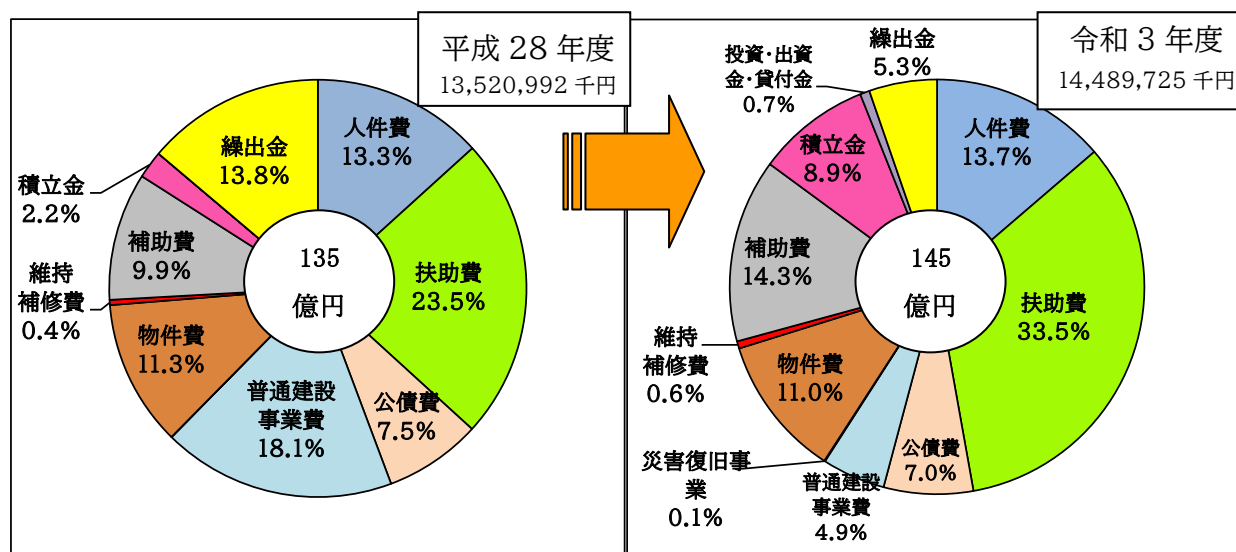
2. 国の動きと地方財政

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太の方針)において、日本の経済は、回復の足取りが依然脆弱な中での輸入資源価格高騰による海外への所得流出、コロナ禍で更に進む人口減少・少子高齢化、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が複合的に押し寄せていることから、予備費の活用等により予期せぬ財政需要にも迅速に対応し、厳しい状況にある方々を全力で支援し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとしていくとしている。その一方、本年8月末の月例経済報告によれば、経済の基調判断は「景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある」とされている。

地方財政では、総務省の令和5年度地方財政収支の仮試算において、地方税の歳入が42.3兆円と、前年比2.7%増で試算された。また、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされている。しかし、扶助費をはじめとした社会保障関係費が増大している近年においては、前年度と同水

準の一般財源では増大分を賄うことができず、増大分を地方自治体の懸命な歳出削減によって賄わざるを得ない状況に置かれている。本町の扶助費については、毎年度1億円以上の増加で推移しており、5年前と比較するとおよそ10%増となっている(図1)。さらに、令和7年には団塊の世代(1947~1949年生まれ)が全員後期高齢者に移行するため、介護や医療など、社会保障関係費の急増が見込まれている。

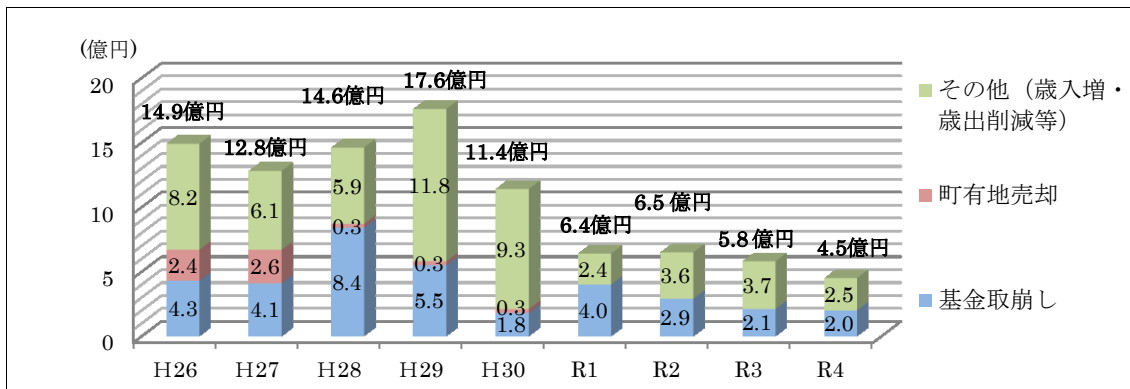
図1. 決算額における性質別経費構成比(各年決算審査資料より)



3. 本町の財政状況

これまで本町は、当初予算編成において概算要求時に生じた収支不足を最後まで埋めることができず、財政調整基金取崩し等の財源調整によって対応してきた(図2)。基金残高も大幅に減少し、予断を許さない財政状況が続いていたが、予算編成緊急アクションプラン(第二次)及び財政シミュレーションと対策の実行により、前年度から財政健全化に向けて改善が見られている。しかし、収支不足の解消には至っていないため、引き続き事業の優先順位を精査し、計画的に財源を確保、執行することで、今後も安定した財政運営が行えるよう努めていかなくてはならない。また、国民健康保険の県単位化による累積赤字の早期解消や扶助費の大幅な増加に歯止めがかからないこと、さらには義務教育施設をはじめとする公共施設の老朽化など、従来からの課題への早急な対応を迫られており、今後はデジタルガバメントの推進に伴う行政手続きのオンライン化への対応などにも取り組んでいく必要がある。そのため、随時基金への積み立てを行うなど、計画的な財源確保が必須である。

図2. 各年度の予算編成における収支不足縮減状況(各年庁議資料より)



本町の令和3年度決算における歳入では、町税が前年度決算額から5,722万円減の38億6,268万円となっている。一方、地方交付税は、新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時経済対策分等として2億425万円の臨時的な追加配分があったこともあり、前年度決算額から4億5,939万円の増となった。しかし、令和4年度普通交付税額(普通交付税と臨時財政対策債の合計)は、町税が令和3年度よりは持ち直すと見込まれていること、交付金の増が見込まれていることから、前年度の当初算定時と比較して、1億9,089万円の減となった。今後も地方交付税の大幅な増は見込めない中、いかに自主財源を確保していけるかが重要なポイントとなっている。

次に歳出では、扶助費の割合が著しく増加しており、前年度決算額から12億1,565万円増の48億5,028万円となった。その要因は、子育て世帯臨時特別給付金事業(6億8,850万円)、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業(3億1,280万円)の皆増となっており、扶助費総額は10年前と比較するとおよそ2倍まで増加している。また、これら臨時的な経費を除いてもなお、社会福祉費や児童福祉費等の増額により、扶助費は毎年度1億円以上の増加で推移しており、今後も増大する社会保障に伴い、増え続けていくことが見込まれている。

また、令和3年度の歳出総額においては、特別定額給付金事業の皆減、農水産物流通・加工・観光拠点施設工事費の皆減等の影響により、前年度比23億4,616万円減の144億8,973万円となった。(特に、補助費については、前年度実施した特別定額給付金事業35億3,500万円の皆減により、大幅に減少している)。

また、財政調整基金をはじめとする各基金については、将来の支出に対応するため、西原町基金管理方針に基づき積み立てているが、教育施設や給食センター等の公共施設の老朽化に伴い、空調設備等の修繕などに対応するための財源確保が必要である。さらに、西原西地区土地区画整理事業や南部広域行政組合中間処理施設の新炉建設事業など、完了までに多額の費用を要する事業にも、計画的に財源を確保し、対応していく必要がある。

4. 予算編成方針

以上の現状を踏まえ、厳しい財政状況の中であっても、自治体の役割として「最小の経費で最大の効果を」を常に意識し、「西原町まちづくり基本条例」で掲げた目指すべき将来像の実現のため、職員一人一人が全力をあげて予算編成作業にあたらなければならない。職員においては、財政状況を念頭におき、前例踏襲することなく、再度ゼロベースで事業の見直しを行い、優先順位を踏まえた事業選択を徹底すること。また、常に事業の意義と改善を意識し、補助金の積極的な活用による財源確保や業務効率化の徹底などにより、真に必要な町民サービスを提供できるような予算要求をすること。令和5年度予算は下記事項に留意の上、編成することとする。

- 1 実行計画事務事業表及び事業計画表のヒアリング結果並びに三役調整内容を反映させること。また、予算においては計画した額を上限とし、令和3年度実績を勘案して要求すること。原則として事業の優先順位により予算化を行うが、スクラップアンドビルドによる選択と集中の視点で現行事業の見直しを図ること。

※実行計画にない新規事業を要求する場合は、所管部長と調整の上、企画調整係・財政係のヒアリングを受け、実行計画に追加した上で予算要求を行うこと。

- 2 査定後の予算増については、交付決定、政策判断に基づくもの及び三役で確認したもの以外は増額しない。なお、年度途中の補正は、真に緊急でやむを得ないものに限られるので留意すること。

- 3 新たな財源の確保に努めるとともに、内部経費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。

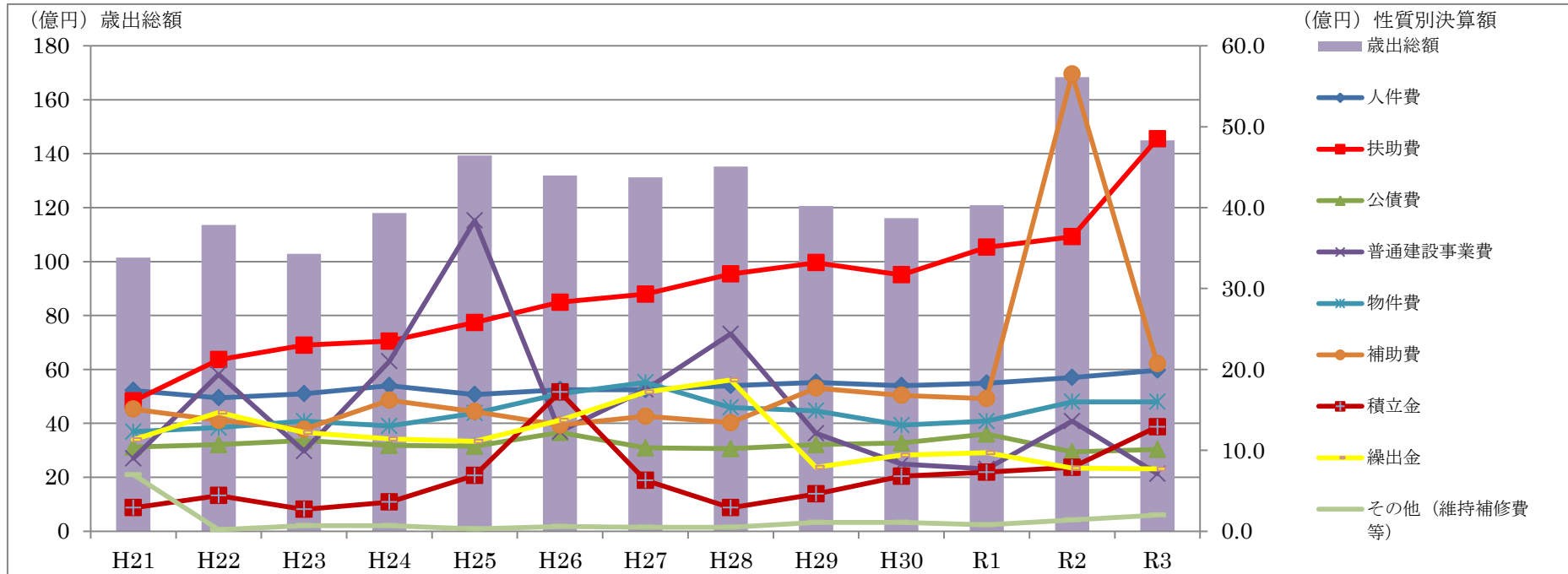
※公金手数料の値上げに伴う対応策として、収入では、口座振替の推進やキャッシュレス納付の検討、支出では、支払回数を最小限に抑える方法を検討すること(例示 リース契約、消耗品の購入方法の見直しなど)。

- 4 懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に係る事業などについては、事前に関係機関又は関係課との協議をし、必要に応じ三役調整を行っておくこと。

- 5 現金確保の観点から、国・県支出金等で概算請求ができる場合は必ず実行し、不必要な一時借入が生じないようにすること。また、安定的な財源確保の手段として有効な口座振替による納付を積極的に推奨すること。

- 6 一部事務組合等については、負担金額が決定する前に、担当課でのヒアリング及び企画財政課長との調整を行うこと。
- 7 一括交付金を活用している事業についても予算要求を行うこと。また、一括交付金を活用している旨を分かりやすく記載すること。
- 8 ウィズコロナ・アフターコロナを意識した事業のあり方を検討すること。
- 9 国、県補助が終了する場合は、原則として同時に事業廃止とする。事業が廃止となる可能性も視野にいれ、住民への周知や関係機関との調整等の検討について早期着手すること。また、補助金等を活用して新規事業を開始する場合は、補助金等の終了をもって事業終了とする旨を実施要綱に記載し、利用者へ周知を行うこと。また、すでに補助金等を活用して事業を行っている場合でも、ニーズや効果が薄れているものについては随時見直しを行うこと。
- 10 毎年、実行計画・事業計画表ヒアリングを実施し、事業の評価を行っているところではあるが、特に、新規の事業を開始する場合は、立案段階から一定の事業期間を設定し、その期間が終了する際に、事業の効果などを検証したうえで継続するかどうかを判断すること。
- 11 繰越が常態化している事業については、事業の必要性、緊急性について十分な検討を行い、事業量を精査し、進捗管理を徹底すること。関係機関等との調整を要する場合は、スケジュール管理を徹底し、早期に調整を図ること。
- 12 特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が完全適用されていることから、独立採算の原則を踏まえ、収入の確保や徹底した経費抑制策の実施等、これまで以上に経営健全化に向け努力すること。
- 13 予算の入力にあたっては、別紙「財務会計システム入力における留意事項」を必ず確認し、厳守すること。特に、前年度の入力事項を複写しそのまま入力するのではなく、補助金名や補助率、事業の要点、要求額が増になった理由などを確実に記載すること。

【参考資料】各年度歳出決算額及び性質別決算額の推移



- ・「歳出総額」・・・庁舎建設、一括交付金事業が開始されたH24より恒常的に110億円を超えている。
- ・「人件費」「公債費」「その他(維持補修費等)」・・・ほぼ横ばいで推移、その他のH21は地域総合整備貸付金による増となっている。
- ・「扶助費」・・・毎年度1億円以上の増加で推移しているが、R3決算では12億1,565万円の増となった。10年前と比較すると約2倍となっており、増加額は約26億円である。R3決算が増額となった主な要因は、子育て世帯臨時特別給付金事業6億8,850万円の皆増、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業3億1,280万円の増等である。
- ・「普通建設事業費」・・・H22各道路の事業費増、大規模工事(H24～H26庁舎建設、H27～H28坂田小増改築)による増である。R3決算においては、農水産物・流通・加工・観光拠点施設工事費等6億2,156万円の減となっている。
- ・「物件費」・・・H27から横ばい傾向が続いている。
- ・「補助費」・・・東部清掃施設組合への負担金増や介護広域連合へ加入したことに伴いH29の増加が大きくなっている。R3決算においては、特別定額給付金事業35億3,500万円の皆減、西原町内企業消費拡大商品券事業補助金9,972万円の皆減により大きく減となっている。
- ・「積立金」・・・H25～H26の増加は町有財産(土地)の売却収入によるもの。H30～R1の増加は特別会計繰出準備基金の積立てによるもの。R3

決算においては、財政調整基金積立金や減債基金積立金等の増額により4億9,265万円の増となっている。

・「繰出金」・・・H25までは各特会の事業費増減による影響。H26～H28は国保累積赤字補填のための法定外繰出による増となっている。